

## 私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、障害児を私立幼稚園等に就園させ、健常児とともに統合保育を行うことにより心身の健全な発達を助長するとともに、障害児に対する健常児の正しい理解を深め、もって幼児教育のより一層の向上を図るため、特別支援教育を実施する私立幼稚園等の設置者に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。

(1) 私立幼稚園等

私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する幼稚園、学校法人化予定園、及び幼保連携型認定こども園並びに学校教育法附則第6条の規定により学校法人以外の者が設置する幼稚園及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第4条の規定により学校法人以外の者が設置する幼保連携型認定こども園をいう。

(2) 障害児

私立幼稚園等に在園する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児、及び、学校教育法第18条の規定により、病弱、発育不完全を理由に、その保護者が小学校へ就学させる義務を猶予又は免除された幼児で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、幼保連携型認定こども園については1号認定子どもに限り、認定こども園については子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第4号に規定する多様な事業者の参入促進・能力活用事業の対象となる者を除く。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級表の障害を有する者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発見第156号）による療育手帳の交付対象となる障害を有する者

ウ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表中区分欄の病弱者に規定する障害を有する者

エ その他、医学上の診断又は心理学上の判定により障害を有すると認められた者

(補助対象事業)

**第3条** この補助金の対象事業は、私立幼稚園等が積極的かつ継続的に行う特別支援教育とする。

(補助対象経費及び補助額)

**第4条** 補助の対象とする経費は、私立幼稚園等における特別支援教育の実施に要する人件費、教育研究経費及び管理経費の経常的経費とし、これに対する補助額は、当該補助金交付年度の5月1日現在在園する障害児の数に、知事が別に定める補助単価を乗じて得た額とする。

(補助金の不交付等)

**第5条** 知事は、私立幼稚園等の設置者（以下「設置者」という。）が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反しているとき、又は幼稚園等の管理運営が適正を欠き、かつ補助の目的を有効に達成することが困難若しくは不可能と認めるときは、その状況に応じ、この要綱の規定による補助金の一部又は全部を交付しないものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

**第6条** 補助金の交付を受けた設置者は、特別支援教育の目的を達成するため次の各号に掲げる事項に留意して補助事業を行うように努めなければならない。

- (1) 特別支援教育の実施に必要な教員の確保及び施設設備の整備改善を行うこと。
- (2) 特別支援教育を担当する教員には、必要に応じて実務的、専門的知識の習得の機会を与えるとともに、他の教職員にも協力が得られるよう配慮すること。
- (3) 特別支援教育の実施を極力園則や募集要項等に明記し、保護者及び関係機関等の理解協力を得ること。
- (4) 障害児の保護者から徴する保育料等の納付金の額を、他の在園児よりも高額にしないこと。

(事業計画書の提出)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする設置者は、知事が別に定める期日までに、私立幼稚園等特別支援教育費補助事業計画書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請書の提出期日等)

**第8条** 補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第3条第1項の規定による交付の申請は、私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付申請書（第2号様式）により知事が別に定める期日までに行わなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付条件)

**第9条** 規則第5条の規定による補助金の交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、予算科目間において、当該経費のいずれか少ない額の20パーセント以内の変更をする場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

**第10条** 前条第1項第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、私立幼稚園等特別支援教育費補助事業変更(中止、廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

**第11条** 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げを行う場合は、交付の決定の通知を受理した日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

**第12条** 規則第12条の規定による実績報告は、私立幼稚園等特別支援教育費補助事業実績報告書(第4号様式)により県の会計年度終了後45日以内に行わなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

**第13条** 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合において、前条の実績報告書の提出後に当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第5号様式)により、速やかに知事に対して報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

**第14条** 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度

の翌年度から5年間（学校法人以外の者が設置する幼稚園（学校法人化予定園を除く。）にかかるものにあつては10年間）保存しなければならない。

（書類の提出部数）

**第15条** 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とする。

（届け出事項）

**第16条** 補助金の交付を受けた設置者は、法人の住所（法人以外にあつては所在地）、学校名、法人名（法人以外にあつては設置者名）及び代表者名を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

（暴力団排除）

**第17条** 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

（3）法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

（4）法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実施細則）

**第18条** この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は昭和61年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は昭和63年4月1日から施行する。ただし、改正規定は昭和63年度以降の会計年度について適用し、昭和62年度以前の会計年度についてはなお従前の例による。

附 則

この要綱は平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月25日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。ただし、題名並びに第1条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条の改正規定及び第1号様式から第4号様式中「障害児教育」を「特別支援教育」に改める部分並びに第1号様式中「なお、申請園児の保護者に対し、統合保育の意義及び補助制度の趣旨を説明のうえ、障害児教育費補助の対象とすることについての同意を得ております。」を削る部分は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月22日から施行し、この要綱による改正後の私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成28年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月19日から施行し、この要綱による改正後の私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。